

第 4 6 号議案

豊川市介護保険条例の一部改正について

豊川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市介護保険条例の一部を改正する条例

豊川市介護保険条例（平成 1 2 年豊川市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2 7, 9 7 2 円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市介護保険条例第 3 条第 2 項の規定は、平成 2 7 年度分の保険料から適用し、平成 2 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第 1 号被保険者に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における保険料を減額する必要があるからである。